

平成29年度
第1回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成29年8月17日（木）

午後2時00分～5時05分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

平成 29 年度第 1 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 29 年 8 月 17 日（木）

開会：午後 2 時 00 分

閉会：午後 5 時 05 分

場所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

2. 協議事項

① 平成 29 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

② その他

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：藤澤 元之介 福井 輝昭 森澤 英一
 龍田 孝夫 山木戸 淑子 松浦 秀樹

欠席委員：なし

4. 事務局

生活福祉部長 三輪 元昭

町民課長 三木 孝秀 係長 森本 麻友 主査 岡田 直人

さわやか健康課 主査 小河 摩佐子

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 藤澤会長

3. あいさつ 三輪部長

4. 会議録署名委員の指名

会長が龍田孝夫委員と松浦秀樹委員を指名

5. 議事

三木課長：「平成 28 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算」について説明
太子町国民健康保険データヘルス計画について
国民健康保険制度改革の概要について

会 長：はい、ありがとうございました。只今説明が終わりました。何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

龍田委員：歳入の療養給付費等交付金が前年度比で減少しておりますが、今後減少していくものですか。この内容について説明をお願いします。

三木課長：療養給付費等交付金については、退職被保険者の療養給付の費用に充てるため、被用者保険が支払う拠出金を財源に配分される交付金であり、退職被保険者制度自体が廃止になり、退職被保険者が減少していくことに伴い、今後は減少していくこととなります。

福井委員：昨年度比で不納欠損額が増加した理由はなにか。

三木課長：徴収対策等については、国民健康保険税に限らず町税全体として税務課において取り組みを行っております。平成 28 年度より国税庁の OB を雇用することで、複雑な法的面を強化し、未収金の調査を 1 件ずつ進めた結果、時効が到来しているにもかかわらず調定しているもの等を整理し、町税全体で債権管理の見直しを行ったことによるものであります。

山木戸委員：コンビニ収納の利用は増えているのでしょうか。

三木課長：利便性が向上し利用は増えています。一方で確実な納付の見込める口座振替の利用も増やしていきたいと考えます。また、今年度より新たにクレジット納付もスタートしており、納付方法の選択肢の幅は広がっています。

山木戸委員：口座振替の手続きについて、依頼をしてから実際の引き落としの開始までに時間がかかるのは、もう少しなんとかならないのでしょうか。

三木課長：事務的な流れとしまして、金融機関において依頼内容や届出印を確認し登録した後に役場に情報が送付され、役場において引き落とし口座情報の登録が完了すれば、その後の納期より口座振替が可能となります。金融機関と役場において作業が必要となるため、一定の時間を要しているのが現状です。また、キャッシュカードを用いて、窓口を設置する端末でオンラインにより口座振替を受付できるページを導入しており、紙媒体より素早い対応が可能となっています。

会 長：他に何かございますか。ここで時間が長くなって参りましたので、休憩をとりたいと思います。

（ 休 憩 ）

会 長：それでは会議を再開いたします。先ほどの続きになりますが、何か質疑がありましたらお願いします。

松浦委員：国保税をきちんと納めておられる方に対して、滞納者は保険給付を受けられるのでしょうか。

三木課長：国保税を完納されている方の保険証の有効期間は1年間となり、滞納者には短期証という有効期間の短い保険証を交付しています。分納誓約を取り交わし、誓約通りの納税を履行いただくことが保険証交付の条件となります。また、未納期間が1年を越える方には、単に国保の資格を有する証明であり、医療機関窓口での自己負担が10割となる資格者証明書を交付します。

松浦委員：分かりました。滞納者対策については、色々と交渉や調整が難しい面が多いと思いますが頑張ってください。

福井委員：人間ドック等受診助成補助金について、何名の方が申請されていますでしょうか。

三木課長：後期高齢者医療保険被保険者を含めて62名でございます。

福井委員：高額介護合算療養費の申請件数と金額について、また、基準日等の詳細についてお尋ねします。

三木課長：高額介護合算療養費の申請件数と金額は、5件で18万4,426円となっています。基準日は全国的に7月31日となっており、基準日の翌日から2年を過ぎると時効で申請できなくなります。該当者には役場より個別に勧奨通知を送付しております。

福井委員：分かりました。

会 長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないということですので、本日の協議事項であります、平成28年度国民健康保険特別会計歳入

歳出決算につきましては、当協議会として承認をさせていただいてよろしいでしょうか。

全 員：はい。（異議なし）

会 長：ありがとうございます。では承認とさせていただきます。本日の議事と致しましては以上です。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。また本日はどうもお疲れ様でした。

（閉 会）

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成29年 9月14日

署名委員

龍田孝夫

署名委員

松浦秀樹